

I はじめに

1 新型インフルエンザ等特別措置法の制定

※¹新型インフルエンザは、過去に約 10～40 年周期で発生しており、ほとんどの人が免疫を持たないため、その都度世界的な※²パンデミック（大流行）となり、人類に対し甚大な健康被害と社会経済の低下をもたらしてきました。

平成 21 年 4 月には、新型インフルエンザがメキシコや米国等で確認され、世界的大流行となり、日本でも発生後 1 年余りで約 2 千万人が罹患したと推計されました。

この新型インフルエンザ（A/H1N1）は、病原性は季節型インフルエンザ並みでありましたが、国内では一時的に医療資源や物資のひっ迫がみられました。

また、未知の感染症である※³新感染症の中で新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性も懸念されており、これらが発生した場合には、国全体の危機管理として対応する必要があります。

このようなことから、国は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（公布日：平成 24 年 5 月 11 日、施行日：平成 25 年 4 月 13 日、以下「特措法」という。）を制定しました。

《用語解説》

※¹新型インフルエンザ：感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウィルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

※²パンデミック：感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウィルスに対する免疫を持っていないため、ウィルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

※³新感染症：感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、すでに知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

特措法では、^{※4}病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性が高い新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、「国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務」、「新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置」を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

《用語解説》

^{※4}病原性：新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能力などを総合した表現。

2 士別市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

国は特措法に基づいた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を平成 25 年 6 月に、また、北海道においても「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「道行動計画」という。)を平成 25 年 10 月に作成しました。

これらの行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、病原性の高低の違い等様々な状況でも対応できるように選択肢と、市町村における行動計画を作成する際の基準等を示しています。

市では、特措法以前に、国や道の計画に準じて平成 21 年 9 月に「士別市新型インフルエンザ行動計画」を作成してきましたが、特措法制定にともない改めて市民生活の安心安全を守るため、新型インフルエンザ等対策における本市の基本的方針や役割などを定めるため「士別市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を作成します。

なお、市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は以下のとおりです。

- (1) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)

- (2) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの